

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例（令和5年11月13日京都市条例第21号）（児童福祉センター）

- 1 京都市地域リハビリテーション推進センター、京都市こころの健康増進センター及び京都市児童福祉センターの一体化整備事業に伴い、京都市児童福祉センターについて、施設の位置を変更することとしました。
- 2 知的障害者及び発達障害者に関する相談等に係る業務を京都市こころの健康増進センターに移管することとしました。
- 3 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に京都市児童発達支援センターこぐま園の管理を行わせるため、規定を整備することとしました。
- 4 その他必要な規定を整備することとしました。

この条例は、上記1、上記2及び上記3の改正については市規則で定める日から、上記4の改正については公布の日から施行することとしました。

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年11月13日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 21 号

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例

第1条 京都市児童福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「、知的障害者及び発達障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者をいう。以下同じ。）」及び「、知的障害者に関する相談、指導等及び発達障害者に関する相談、支援等」を削り、「京都市上京区竹屋町通千本東入主税町910番地の25」を「京都市中京区壬生東高田町1番地の20」に改め、同条第9項から第12項までを削り、同条第13項中「第9号」を「第7号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第14項を第10項とし、第15項を第11項とし、第16項を第12項とする。

第2条第4号中「第12条第2項及び第3項」を「第12条第3項及び第5項」に改め、同条中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とする。

第3条第2項第1号中「第9号」を「第7号」に改める。

第5条の見出し及び同条第2項中「入所定数」を「利用定員」に改める。

第7条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第2条第8号」を「第2条第6号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項中「第1項、第2項及び第4項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第2条 京都市児童福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第1条中第12項を第14項とし、第11項を第13項とし、第10項の次に次の2項を加える。

11 センターには、次条第2号、第3号、第5号及び第7号に掲げる事業を行うための施設を置く。

12 前項の施設の名称は、京都市児童発達支援センターこぐま園とする。

第3条第1項中「京都市児童療育センター」の右に「及び京都市児童発達支援センターこぐま園」を加え、「療育センター」を「療育センター等」に改め、同条第2項第2号中「療育センター」を「療育センター等」に改める。

第6条第2項中「療育センター」を「療育センター等」に改める。

附 則

この条例は、各規定につき市規則で定める日から施行する。ただし、第1条中第2条第4号及び第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

(児童福祉センター)